

シルバーピアみずほ（ショートステイ）のご案内

事業所名称： 特別養護老人ホーム シルバーピアみずほ

所在地： 〒467-0852 名古屋市瑞穂区明前町15番17号

連絡先・担当者： TEL：052-819-0012 fax：052-819-0013 （担当：近藤/尾下）

①基本額

要支援・介護度	1割負担分（加算含む）	食費		滞在費	利用料1日分（目安）	
要支援Ⅰ	¥555	朝食	¥180	¥1,970	要支援Ⅰ	¥3,905
要支援Ⅱ	¥689	昼食	¥650		要支援Ⅱ	¥4,039
要介護Ⅰ	¥739	夕食	¥550		要介護Ⅰ	¥4,089
要介護Ⅱ	¥812				要介護Ⅱ	¥4,162
要介護Ⅲ	¥891				要介護Ⅲ	¥4,241
要介護Ⅳ	¥963				要介護Ⅳ	¥4,313
要介護Ⅴ	¥1,036				要介護Ⅴ	¥4,386

②加算及び減算

要支援・介護度	サービスコード	サービス内容略称	単位数	1割負担分
要支援	24 6004	予短期生活機能訓練体制加算	12	¥13
	24 6104	予短期生活処遇改善加算（Ⅲ）	1か月につき所定単位数の3.3%相当分単位数	
要介護	21 6004	短期生活機能訓練体制加算	12	¥13
	21 6119	短期生活夜勤職員配置加算Ⅱ	18	¥20
	21 6104	短期生活処遇改善加算（Ⅲ）	1か月につき所定単位数の3.3%相当分単位数	
	21 6283	短期生活長期利用者提供減算	1日につき30単位減算	

③滞在費・食費（1日あたり）

※居室と食費に係る自己負担については、介護負担限度額認定証に記載されている負担限度額とします。

利用者負担段階と対象者		滞在費	食費
第1段階	老齢福祉年金受給者で、 世帯全員が市民税非課税の方、または生活保護受給者	¥820	¥300
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、 合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	¥820	¥390
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、 合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超える方	¥1,310	¥650
第4段階 （基準額）	上記以外の方	¥1,970	¥1,380

シルバーピアみずほ（ショートステイ）のご案内

介護保険負担割合（2割）の方

事業所名称： 特別養護老人ホーム シルバーピアみずほ

所在地： 〒467-0852 名古屋市瑞穂区明前町15番17号

連絡先・担当者： TEL：052-819-0012 fax：052-819-0013 （担当：近藤/尾下）

①基本額

要支援・介護度	2割負担分（加算含む）	食費		滞在費	＝	利用料1日分（目安）	
要支援Ⅰ	¥1,109	朝食	¥180	¥1,970	＝	要支援Ⅰ	¥4,459
要支援Ⅱ	¥1,378	昼食	¥650			要支援Ⅱ	¥4,728
要介護Ⅰ	¥1,478	夕食	¥550			要介護Ⅰ	¥4,828
要介護Ⅱ	¥1,623					要介護Ⅱ	¥4,973
要介護Ⅲ	¥1,781					要介護Ⅲ	¥5,131
要介護Ⅳ	¥1,926					要介護Ⅳ	¥5,276
要介護Ⅴ	¥2,071					要介護Ⅴ	¥5,421

②加算及び減算

要支援・介護度	サービスコード	サービス内容略称	単位数	2割負担分
要支援	24 6004	予短期生活機能訓練体制加算	12	¥26
	24 6104	予短期生活処遇改善加算（Ⅲ）	1か月につき所定単位数の3.3%相当分単位数	
要介護	21 6004	短期生活機能訓練体制加算	12	¥26
	21 6119	短期生活夜勤職員配置加算Ⅱ	18	¥40
	21 6104	短期生活処遇改善加算（Ⅲ）	1か月につき所定単位数の3.3%相当分単位数	
	21 6283	短期生活長期利用者提供減算	1日につき30単位減算	

③滞在費・食費（1日あたり）

第4段階（基準額）	¥1,970	¥1,380
-----------	--------	--------

※食費の内訳は（朝食：180円、昼食：650円、夕食：550円）となります。

シルバーピアみずほ（ショートステイ）のご案内

介護保険負担割合（3割）の方

事業所名称： 特別養護老人ホーム シルバーピアみずほ

所在地： 〒467-0852 名古屋市瑞穂区明前町15番17号

連絡先・担当者： TEL：052-819-0012 fax：052-819-0013 （担当：近藤/尾下）

①基本額

要支援・介護度	3割負担分（加算含む）	食費		滞在費	＝	利用料1日分（目安）	
要支援Ⅰ	¥1,664	朝食	¥180	¥1,970	＝	要支援Ⅰ	¥5,014
要支援Ⅱ	¥2,067	昼食	¥650			要支援Ⅱ	¥5,417
要介護Ⅰ	¥2,216	夕食	¥550			要介護Ⅰ	¥5,566
要介護Ⅱ	¥2,434					要介護Ⅱ	¥5,784
要介護Ⅲ	¥2,671					要介護Ⅲ	¥6,021
要介護Ⅳ	¥2,889					要介護Ⅳ	¥6,239
要介護Ⅴ	¥3,106					要介護Ⅴ	¥6,456

②加算及び減算

要支援・介護度	サービスコード	サービス内容略称	単位数	3割負担分
要支援	24 6004	予短期生活機能訓練体制加算	12	¥39
	24 6104	予短期生活処遇改善加算（Ⅲ）	1か月につき所定単位数の3.3%相当分単位数	
要介護	21 6004	短期生活機能訓練体制加算	12	¥39
	21 6119	短期生活夜勤職員配置加算Ⅱ	18	¥59
	21 6104	短期生活処遇改善加算（Ⅲ）	1か月につき所定単位数の3.3%相当分単位数	
	21 6283	短期生活長期利用者提供減算	1日につき30単位減算	

③滞在費・食費（1日あたり）

第4段階（基準額）	¥1,970	¥1,380
-----------	--------	--------

※食費の内訳は（朝食：180円、昼食：650円、夕食：550円）となります。